

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第二号）（港湾振興課）

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成二十五年広島県条例第五十五号）別表第一の改正規定の施行期日は、平成二十六年四月一日とすることとした。